



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F
TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2017年3月21日(火)

職場意識改善助成金

～勤務間の休息时间設定～

勤務間インターバル導入コース

昨年より厚労省が「勤務間インターバル制度」の導入を推奨し、平成29年度より助成金を支給するとしていましたが、最近ホームページに内容が掲載されました。勤務間インターバル制度を導入した事業主にその実施に要した費用の一部を助成します。対象は休息时间数を問わず就業規則等で「終業から次の始業までの休息时间を確保する事を定めているもの」を指しています。

支給対象事業主

①労働者災害補償保険の適用事業主

②中小企業事業主

③次のいずれかに該当する事業主

ア、勤務間インターバルを導入していない
イ、休息时间が9時間以上のインターバルを導入しているが対象労働者の半分以下
ウ、休息时间が9時間未満のインターバルを導入している

支給対象となる取り組みを1つ以上実施

ア、労務管理担当者に対する研修
イ、労働者に対する研修、周知、啓発
ウ、外部専門家（社労士、中小企業診断士等によるコンサルティング）
エ、就業規則、労使協定の作成、変更
オ、労務管理用ソフトウェア・機器の導入、更新、当制度導入の為の機器の導入、更新

（原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象外）

成果目標の設定と事業実施期間

事業実施計画において指定した事業場において休息时间数が「9時間以上、11時間未満」又は「11時間以上」の勤務間インターバルを導入します。

実施予定期間は事業実施承認の日（実施承認開始は平成29年4月3日の予定）から平成30年2月15日まで、但し受け付け締め切りは平成29年12月15日まで。

支給額は

事業の実施に要した費用の一部を成果目標の達成状況で支給。事業の実施に要した費用のうち委託費、謝金、旅費、会議費、備品、機器レンタル料又は購入費、印刷費、研修受講料等にかかった費用の4分の3。

上限額は休息时间で決まります。

A、9時間以上11時間未満

B、11時間以上

新規導入 A、40万円 B、50万円

適用拡大 A、20万円 B、25万円



予算は全国で4億円なので、最大50万円としても期間途中で予算切れもあるかもしれません